

令和7年度インターネット適正広告推進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度インターネット適正広告推進事業業務委託

2 業務目的

インターネット広告における不当表示について、消費者に対し啓発を行うとともに、監視を行いさらに、行政指導等を行うことにより消費者の安心安全を確保していく。

3 委託業務の内容

(1) 景品表示法啓発講座の開催について

受託者は、約款及びこの仕様書等に準拠し、本業務の遂行における関係人との協調を保ち、県の指示を受けて正確かつ誠実に啓発講座の開催を行うこと。

受託者は、消費者に対し不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に規定されている不当表示に係る知識を取得させるとともに、最近の消費者トラブル等について学習する機会を提供すること。

ア 日程及び開催地

オンライン講座での開催によることも可能とし、実会場での開催地は、原則として埼玉県内の東部、西部、南部及び北部の県内4か所から選定すること。

開催時期は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までとする。

イ 受講者数・対象

各回40名程度とし、埼玉県内に在住、在勤、在学の者を対象とすること。

ウ 講座の内容

消費者がインターネット上の広告に関する注意点等を学習できるよう、下記の点を中心に企画すること。

- ・景品表示法を中心とした消費者関連法の基本知識
- ・最近の消費者トラブルの傾向、処分事例 など

エ 講師の選定

研修テーマに適した講師を選定すること。

オ 受講者の募集

受講者の募集に関し、広報の方法を企画すること。

カ 受講料

無料とする（但し、参加に要する交通費、食事代、宿泊費等は受講者負担）。

キ 講座の実施

講座の資料等の準備、講座当日の会場設営、講座の進行を行うこと。

ク ニュースレターの発行

受講者に対して、事業の結果を掲載したニュースレターを発行すること。

ケ 成果報告

事業終了後、事業の実施状況、実績等を県に報告すること。

コ 上記のほか、本件業務の実施のため必要な業務を行うものとし、必要に応じ

て県に協議書面を提出し、県の指示を受けるものとする。

(2) インターネット広告の監視について

インターネット広告について、景品表示法に規定する不当表示に該当すると思われる広告表示を検索等により探知し、その結果を県へ報告する。インターネット広告には、LINE、Facebook等のSNSや、スマートフォン用の広告を含むものとする。

ア 監視期間

令和7年6月1日から令和8年1月31日までとする。

イ 検索テーマ

通年、上半期、下半期の三種類について企画すること。

ウ 対象とするインターネット広告

日本国内の、特に埼玉県内に所在する事業者が行う、日本語のウェブサイト及びインターネット上の広告表示を対象とする。

エ 検索結果の報告

検索数等必要事項に関しては、業務日報にて県に報告すること。業務日報の提出にあたっては、検索結果と合わせて提出すること。検索結果の報告様式及び監視にあたって注視する点については、受託者において提案すること。

オ 啓発メールの送信

対象事業者に対して、県が確認の上、景品表示法啓発メールを送信すること。メールアドレスが確認できない事業者に対しては、ファックス等による送信を行うこと。

カ 送信リスト報告

オの啓発メール送信状況（送信日時、メールアドレス等。ファックスで送信した場合はそのファックス番号）について、県に報告すること。報告様式については、受託者において提案すること。

なお、電子メール又はファックス等で繰り返し送信したにもかかわらず、何らかの原因で送信できなかった場合は、送信日時及び送信回数等を添えて、その旨を県に報告すること。

キ 啓発後の確認

オで送信した啓発メールの事業者の対応状況について、確認し県に報告すること。報告様式については、受託者において提案すること。

ク 成果物の納入期限等

原則として翌月5日までに前月分をまとめて納品すること。なお、5日が閉庁日の場合は、5日以降最初の開庁日とする。

(ア) 帰属

成果物は全て県に帰属する。

(イ) その他

① 成果物については、すべてCD-R等を用いて電子データで県に提出する

こと。

- ② 提出に使用する物品（用紙、ファイル、CD-R（DVD-R）等）は全て受託者において用意すること。
- ③ 検索、調査作業に当たっては万全なインターネットウィルス対策をとることとし、電子データの提出については、ウィルスチェックを行った上で、提出すること。

4 その他

本仕様書に定めのない事項等については、速やかに受託者及び県で協議し決定する。